

# 「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画（案）」の策定 及び関連する条例改正等についてのパブリックコメント （意見募集）資料

【参考】この部分は、意見募集の対象ではありません。

## 〈計画策定及び条例改正の趣旨〉

中心市街地を流れる広瀬川は、前橋市にとってかけがえのない景観資源です。この広瀬川周辺の素晴らしい景観を守るため、また、「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとして、より質の高い広瀬川河畔のまちなみ景観をつくり後世に引き継ぐため、中心市街地の広瀬川河畔の地域を景観条例に基づく景観形成重点地区として指定を行おうとするものです。

景観形成重点地区は、市全域を対象とした景観形成基準では対応しきれない、それぞれの地域特性に応じた景観形成基準を定めることで、地域住民や事業者、行政がともに地域の個性を生かした景観づくりに取り組む地区です。

今回、景観形成重点地区として指定するにあたり、「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画（案）」を策定し、地区の名称、区域、目標、景観形成の方針並びに基準、届出の対象となる行為を定めることに伴い、前橋市景観条例の改正を行います。併せて、前橋市屋外広告物条例で規定する屋外広告物特別規制地区として同地域を指定いたします。

次ページからが、ご意見をお寄せいただきたい部分です。

募集期間：平成29年7月18日（火）から平成29年8月16日（水）まで

提出方法：意見提出用紙に意見を記入し、市役所（9階都市計画課、2階情報公開コーナー）、各支所・市民サービスセンター、市立図書館、前橋プラザ元気21、（1階にぎわい商業課）、各コミュニティセンターに提出するか、都市計画課へ郵送、ファックスまたは電子メールにより提出してください。

※詳しくは、意見提出用紙の裏面をご覧ください。

問い合わせ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所都市計画部都市計画課景観係

電話：027-898-6974 F A X：027-221-2361

電子メール：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp

# ■ 広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画（案）の策定について

## 1 地区の名称

広瀬川河畔景観形成重点地区～朔太郎の散歩道～

（別添 計画案2 ページ参照）

## 2 地区の区域

※景観形成重点地区の区域(案)



【区 域】

広瀬川に架かる厩橋から久留万橋までの河畔を含む沿川地域（枠の範囲）を重点地区の区域とします。

（別添 計画案2 ページ参照）

## 3 景観形成の目標

- ・ 人々が自然と足を運びたくなるような、心地よい空間を創出します。
- ・ 地区の歴史や文化を大切にしながら、現代的で落ち着きのある景観を形成します。

広瀬川河畔の景観を活かし、人々をひきつける魅力と潤いに包まれた空間を作り出していくとともに、地区の歴史・文化的背景を踏襲しつつ、現代的で新しい要素も積極的に取り入れ、周辺の街並みに波及させることにより、景観の質の向上を目指します。

（別添 計画案2 ページ参照）

## 4 景観形成の方針

土地利用、公共施設、街並み形成、建築物等の意匠形態、屋外広告物、緑化、夜間景観、景観管理について、景観形成の方針を定めます。  
(別添 計画案3ページ参照)

## 5 景観形成基準（景観のルール）

建築物、工作物、色彩、屋外広告物等について、区域内で守らなければならない景観形成のための基本的なルールを定めます。  
(別添 計画案4～6ページ参照)

## 6 届出対象行為

区域内で建築物の建設や工作物の設置、屋外広告物の表示等を行う場合、市への届出が必要となる行為を定めます。

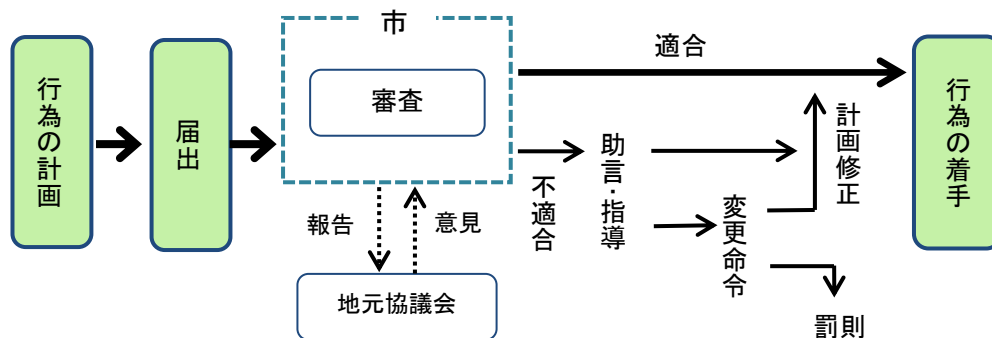
景観条例の届出にあたっては、市の審査に加えて、地元関係者等に、行為に関する意見を聴取することができる制度を設けます。  
(別添 計画案7ページ参照)

# ■関連する条例改正等について

## 1 前橋市景観条例の改正等

- ・ 2の区域内を、景観条例第10条に規定する景観形成重点地区に指定します。
- ・ 広瀬川河畔景観形成重点地区内の届出対象行為と適用除外となる行為を、景観条例に規定します。

### ■景観条例関係手続きフロー



※広瀬川河畔景観形成重点地区内では、高さ13m、延べ床面積1,000㎡を超えるような建築物の新築などの大規模な行為に加えて、より小規模な行為についても届出が必要になります。なお、そうした大規模な行為を行う場合は、従来どおり、届出の前に事前協議が必要です。

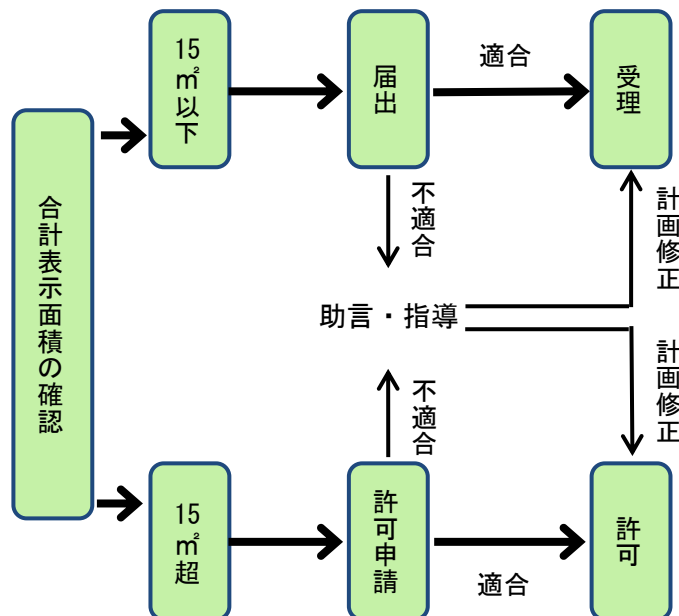
## 2 屋外広告物特別規制地区の指定

- ・ 2の区域内を、前橋市屋外広告物条例第19条に規定する屋外広告物特別規制地区に指定します。
- ・ 地区の指定に伴い、地区内での屋外広告物の表示等に関する基本構想やルール等を定めた広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区基本方針を策定します。

※屋外広告物特別規制地区：地域の特性を生かした良好な景観の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地区。

(別添 広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区の屋外広告物等の表示等に関する基本方針(案)参照)

### 屋外広告物条例関係手続きフロー



※許可申請が必要な広告物を無許可で掲出した場合などは是正指導を行い、指導に従わない場合は、勧告及び屋外広告業者・広告主の氏名公表等の罰則を受ける場合があります。

## 3 違反者に対する措置

広瀬川河畔景観形成重点地区内で景観条例や屋外広告物条例に違反する行為が行われた場合は、必要な調査を行い指導等を行います。是正されない場合は、各法令に規定する罰則が適用される場合があります。(条例に違反する行為が行われた場合、従来から定められていた罰則の対象となるもので、新たに罰則が設けられたものではありません。)